



伊勢原市協働事業提案書

平成29年5月8日

伊勢原市長 殿

住 所 [REDACTED]

団体名 NPO 法人 生活文化ルネッサンス
代表者氏名 原田 雅顕

伊勢原市市民協働事業提案制度実施要綱第6条の規定により、次のとおり提案します。

提案区分	<input checked="" type="checkbox"/> 市民提案型協働事業 <input type="checkbox"/> 行政提案型協働事業
協働事業名	日向・里地里山づくりプロジェクト —花でつなぐ人と人—
添付資料	(1) 団体概要（第2号様式） (2) 協働事業実施計画書（第3号様式） (3) 協働事業収支予算書（第4号様式） (4) 規則、定款、規約、会則その他これに準ずるもの (5) 会員、構成員の名簿の写し (6) 前年度の活動報告書及び収支決算書の写し

第2号様式（第6条関係）

団体概要

平成29年5月8日現在

団体名	NPO法人生活文化ルネッサンス	
所在地	〒259-1101 伊勢原市日向450-2	
代表者	理事長 原田 雅顕	
設立年月	平成27年 6月	
会員の状況	会員 15人 (うち伊勢原市民 12人)	
業務内容	① 社会教育の推進を図る活動 ② まちづくりの推進を図る活動 ③ 観光の振興を図る活動 ④ 中山間地域の振興を図る活動 ⑤ 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動 ⑥ 子どもの健全育成を図る活動	
主な公益活動の実績	◎ 彼岸花の際の案内所開設 (伊勢原市観光協会と協働) ◎ 子ども対象の体験活動 ① 茶道を英語で体験 ② 自然の草花で押し花体験、	
連絡担当者	氏名	飯田 厚美
	所属	NPO法人生活文化ルネッサンス 事務局長
	電話	[REDACTED]
	FAX	[REDACTED]
	e-mail	[REDACTED]

第3号様式（第6条関係）

協働事業実施計画書

協 働 事 業 名	日向・里地里山づくりプロジェクト —花でつなぐ人と人—
事 業 の 目 的	地域の活性化を目的として、田畠に花を植えて景観を美しくするとともに人の交流による花でつながる街づくりを推進する。 1. 地域資源の有効活用 一未利用農地の活用 2. 地域の環境美化 一地域の魅力づくり 3. 協働事業の推進 一住民・企業・行政・大学との交流
事 業 内 容	昨年度に引き続き、未利用農地を利用し、花の植栽を行う。 1. 畑に花の種まきや苗の植え付けを実施する。 2. 開花時(彼岸花開花時期に合わせる)の観賞・花摘み、イベントを実施する。 ・1坪ガーデニングコンテスト ・飲食の販売、地域野菜等の販売 ・押し花体験 ・茶席(呈茶)
スケジュール	2017年5月21日(日) 6月 4日(日) 6月18日(日) } コスモスの種まき・花の植付 6月上旬～ 桔梗開花(案内) 7月16日(日) 8月27日(日) } 草取り 9月16日・17日・18日・23日・24日 彼岸花案内 9月下旬～10月上旬 コスモス開花(案内), イベント開催 10月下旬 コスモスの種採取および土地の整備 11月上旬 菜の花の種まき 2018年3月下旬 菜の花開花(案内)
協 働 の 効 果	① 地域住民の交流を促進し、地域の課題(農業の充実、未利用農地の活用等)に取り組むことから、地域の活性化が期待できる。 ② 地域の景観づくりにより、誘客効果に寄与し観光振興につながることから、本法人の目的でもある「地域社会と住民の相互関係、地域と学童の結びつき、家族の絆の強化の支援等、地域社会の活性化と地域振興に寄与する」効果が得られる。
役 割 分 担	(市民活動団体の役割) 農地の整備、作付け後肥培管理。種苗の調達。 イベントの運営(1坪ガーデニングコンテスト 飲食の販売等)他 (市の役割) 1. 広報 2. 種苗等の購入経費の補助 3. 捨て看板等案内板の作製 4. イベントの際のテント(2基)、机、椅子等の貸与 5. 産業能率大学学生の活動(フットパス)による史跡・景観ポイント等マップ作製の活動支援

第4号様式（第6条関係）

協働事業収支予算書

協働事業名	日向・里地里山づくりプロジェクト —花でつなぐ人と人—
団体名	NPO法人 生活文化ルネッサンス

収入の部

区分	見積額(円)	積算根拠(数量、単価等)
市補助金	50,000	市民提案型協働事業採択見込みとして
主催者負担金	463,480	借入金若しくは自己負担金
収入合計額	513,480	

支出の部

区分	見積額(円)	積算根拠(数量、単価等)
花の種	40,000	花種(コスモス3種他) 10a : 31
花の苗	21,600	ハーブ苗・花苗@216×100ポット
花の苗(コンテナ用)		1坪ガーデニング用花の苗(参加者自己負担)
イベント用費用	50,000	
テント購入	60,000	イベント、案内所等で使用(可能であれば)
飲み物代	16,800	@120×30人×5日(種まき及び苗の植付)
印刷費	200,000	史跡・景観マップ印刷
マップ作成活動経費	50,000	上記活動に関する諸経費
昼食代	48,600	@324×30人×5日(種まき及び草取り)
軍手等(参加者分)	6,480	@108×30人×2
消耗品費	10,000	
事務費	10,000	通信事務費、関係箇所への連絡、調整
支出合計額	513,480	

NPO法人 生活文化ルネッサンス

平成29年度 企画書

里地里山づくりプロジェクト

企画の目的

以下の2点を中心に活動を実施する
外来者向け

●花でつなぐ人と人の心

- 季節の花を核に外來者との交流活動の実施
- 花色を生かした自然美と彩りの地域紹介

地域居住者向け

●おもてなしと人の繋がり

- 地域住民同士の繋がりの再生とコミュニケーション作り
- “伊勢原流おもてなし”による地域の活性化
- “和の彩り”的次世代への引継ぎ

注) “和の彩り”とは、「和の心」「日本の四季」を通じて、生活の中に自然に存在する「自然の彩り」を表します。
地域ならではの良き風習や習わし、食文化などの継承を実施

具体的な活動

- 地域住民が交流できるコミュニティの場を作る
- 地域資源や地元特産物を活用した食で健康維持の促進を図るとともに地域特産物のブランド化を考える

2020年のオリエンピックに向けて

訪日外国人向けに『押し花作品の製作』や『茶道体験』等の日本文化活動を提供するとともに、体験を通じて興味喚起を試みる。また、同時に参加者である地域住民も一緒に楽しめるような環境を作りを進め、地域づくりの方向性を探る。

企画の流れ

景観や環境の改善

1. 地域資源の有効活用
・未利用農地の再生

2. 地域や環境の美化
・地域の魅力づくり

明るい街づくり

1. 協働事業の推進
・住民・企業・行政・大学との交流

2. 地域の活性化
・人々との繋がり、輪を広める

体験ツアーア

コミュニティづくり

食による健康づくり

1. 花の観賞・花つみ・押し花体験 …四季を通して楽しめる花
2. 地域住民との交流による地域特産物の商品開発、販売方法の提案
3. 地域資源を使った食の提供をする施設の充実、地域の世代を超えたコミュニケーションの場の充実

- 花を中心とした交流の可能性を検討する
- 順次、地元住民の協力を得ながら農業体験(農作物栽培や収穫)などの実施を考えている。

活動スケジュール

項 目	日 程
1 栽培方法の勉強会	平成29年4月～
2 協力団体(地域振興団体・大学・企業)と協働模索	平成29年4月～
3 圃場の整備ならびに播種等作業	平成29年4月～隨時
4 管理(草取り等)	平成29年4月～隨時
5 圃場ワールドカフェ開催	平成29年5月～毎月
6 イベント企画 住民および都心からの来訪者を対象に企画	平成29年5月～ 平成30年1月末

NPO法人 生活文化ルネッサンス 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、NPO法人 生活文化ルネッサンスという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を神奈川県伊勢原市日向450番地の2に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、地域の方々に対して、社会教育、自然、歴史、文化、伝統、環境保護、産物、健康、福祉の各面に着目し、関連資源の継承と発展、生活文化の発信と伝播に関する事業を行い、地域社会と住民の相互関係、地域と学童の結び付き、家族の絆の強化の支援等、広く社会に貢献するとともに地元社会の活性化と地域振興に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 観光の振興を図る活動
- (4) 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- (5) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (6) 子どもの健全育成を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

- ① 文化・歴史に関する教育事業
- ② 物作り・創作に関する普及啓発事業
- ③ その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、活動を支援するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、そのものが前条に掲げる条件に適合すると認めるときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

2 理事長は、前項のものの入会を認めないとときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(拠出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上5人以下
- (2) 監事 1人以上2人以下

2 理事のうち、1人を理事長、若干名を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を執行する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁

に報告すること。

- (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第 16 条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第 17 条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 18 条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えるなければならない。

- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第 19 条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第 20 条 この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。

2 職員は、理事長が任免する。

第 5 章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 23 条 総会は、次の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び予算に関する事項
- (5) 事業報告及び決算に関する事項
- (6) 役員の選任等に関する事項
- (7) 入会金及び会費に関する事項
- (8) 長期借入金に関する事項
- (9) 事務局の組織等に関する事項

(10) その他この法人の運営に関する重要事項

(開催)

第 24 条 通常総会は、毎年 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

(2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第 15 条第 4 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第 25 条 総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 26 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第 27 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 28 条 総会における議決事項は、第 25 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 29 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第 27 条、前条第 2 項、次条第 1 項及び第 50 条第 1 項の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 30 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名又は記名押印しなければならない。

3 前 2 項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をし

したことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第 6 章 理事会

(構成)

第 31 条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第 32 条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第 33 条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の 3 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 15 条第 4 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第 34 条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 35 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第 36 条 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 37 条 理事会における議決事項は、第 34 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 38 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第 36 条及び次条第 1 項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることが

できない。

(議事録)

第 39 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面又は電磁的方法による表決者にあっては、その旨を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名又は記名押印しなければならない。

第 7 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 40 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものを持って構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第 41 条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の 1 種とする。

(資産の管理)

第 42 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 43 条 この法人の会計は、次に掲げる原則に従って行うものとする。

- (1) 会計簿は、正規の簿記の原則に従って正しく記帳すること。
- (2) 活動計画書、貸借対照表及び財産目録は、会計簿に基づいて活動に係る事業の実績及び財政状態に関する真実な内容を明瞭に表示したものとすること。
- (3) 採用する会計処理の基準及び手続については、毎事業年度継続して適用し、みだりにこれを変更しないこと。

(会計の区分)

第 44 条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の 1 種とする。

(事業計画及び予算)

第 45 条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 46 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を執行することができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(事業報告及び決算)

第 47 条 この法人の事業報告及び決算は、毎事業年度ごとに理事長が事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等として作成し、監事の監査を経て、その年度終了後 2 カ月以内に総会の承認を得なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 48 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(長期借入金)

第 49 条 この法人が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収益をもって償還する短期借入金を除き、総会の承認を得なければならない。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 50 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の議決を得なければならない。

2 定款の変更は、次に掲げる事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

(1) 目的

(2) 名称

(3) 特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類

(4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る。）

(5) 正会員の資格の得喪に関する事項

(6) 役員に関する事項（役員の定数に係るものを除く。）

(7) 会議に関する事項

(8) その他の事業を行う場合には、その種類その他当該その他の事業に関する事項

(9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る。）

(10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第 51 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

(1) 総会の決議

(2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

(3) 正会員の欠亡

(4) 合併

(5) 破産手続開始の決定

(6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第 52 条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に規定する法人のうちから総会において選定したものに帰属するものとする。

(合併)

第 53 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第 54 条 この法人の解散事由に係る公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

第 10 章 雜則

(細則)

第 55 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長 原 田 雅 顯

副理事長 内 藤 洋 介

同 山 口 巍 雄

監事 岩 田 育 夫

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から平成 28 年 5 月 31 日までとする。

- 4 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第 45 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第 48 条の規定にかかわらず、成立の日から平成 28 年 3 月 31 日までとする。

- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 入会金

正会員 個人 なし 団体 なし

賛助会員 個人 なし 団体 なし

(2) 年会費

正会員 個人 3,000 円 団体 10,000 円

賛助会員 個人 1 口 3,000 円 (1 口以上)

団体 1 口 10,000 円 (1 口以上)

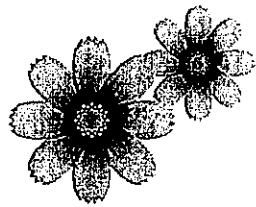
平成 29 年 1 月 20 日現在

団体構成員（役員・事務局職員及び会員等）名簿

団体名 NPO 法人生活文化ルネッサンス

役職名	氏 名	自 宅 住 所	連絡先電話番号	勤務先/所属先
理事長	原田 雅頤			産業能率大学 元学長
副理事長	内藤 洋介			啓明学園 理事長
副理事長	山口 巍雄			社会福祉法人県央いづみ会 理事長
理事	細屋 近男			自営（農業）
監事	岩田 育夫			
事務局長	飯田 厚美			
会員	岩田 美佐子			
会員	上崎照子			
会員	齋藤里香			
会員	岩本亜希子			
会員	岩田さやか			
会員	飯田 文仁			
会員	岩田みさき			

会員	岩田ちあき	
会員	山下寛子	主婦



日向・里地里山づくり

ー花でつなぐ人と人ー

昨年に引き続き、コスモス等の花の栽培を実施いたします。
皆さま、ご一緒に“ふるさとづくり”をいたしませんか。

開催日 2017年5月21日（日）

6月 4日（日）

6月18日（日）

※小雨決行

時間 10：00～

場所 神奈川県能力開発センター北側

交通機関 日向薬師線「洗水」バス停下車 徒歩2分

駐車場：能力開発センターの駐車場をお借りしています

作業内容 花の種蒔き、花の苗を植えます

※ 場所は、畑になりますので、汚れても良い服装、靴でご参加ください

★一坪ガーデニング

10月にガーデニングコンテストを実施いたします
参加者を募集しています



後援 産業能率大学

協賛 たかべや緑の里振興会

主催 NPO法人 生活文化ルネッサンス TEL/FAX 0463-79-5007